

府有施設の休館等について(案)

(基本方針)

- ・府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設については、当面、3月20日までの間、原則、休館とする。
- ・上記を踏まえた、各府有施設における具体的な対応は、施設所管部局において速やかに決定する。
- ・上記方針について、市町村への協力を依頼する。

○ 休館等の対象外(例)

- ・貸会議室・貸館・会議場、体育館
(ただし、当該施設でのイベント等については、2月18日の決定の通り。)

(参考) 2月18日の対策本部会議での決定

- ・当面、1か月間(3月20日まで)は、府主催の府民が参加するイベントや集会を原則、開催中止又は延期。
- ・市町村及び事業者に対しては、できる限りの対応についての、ご協力を依頼。

- ・公園(=屋外。ただし、公園内の上記に該当する屋内施設等は休館。)

- ・その他、屋外施設(野球場、テニスコート等)

※ 指定出資法人等の施設の扱いについては、指定出資法人の判断。